- 明るい職場づくり
- ハラスメント対策
- ワークルールの基本
- 無料の労働相談
- 職場のトラブル解決



労働問題のエキスパート

島根県労働委員会に おまかせください

島根県労働委員会は労働問題の専門家として 労働トラブルの予防からトラブルの解決まで 労働者と経営者を支えるサービスを提供しています

労働トラブル 予 防

- ・ハラスメント対策や基本的なワークルールなどを テーマに出前講座を行っています。
- ・学校や企業など、これまでに約2000人の方にご利用いただいています。

労働トラブル 相 談

- ・毎月第2・4木曜日に、弁護士等の労働委員による 無料相談を行っています。秘密は厳守します。
- ・お急ぎの場合は、随時の相談も受け付けています。

労働トラブル 解 決

- ・労働トラブルがおこった時に、会社と労働者それ ぞれのお話をきいて、トラブルの解決に向けたお 手伝いをする「あっせん」を行っています。
- ・この3年間で30件をこえる事件を扱っています。

お役に立ちます!島根県労働委員会

~いずれも無料です~

出前講座



- ・大学生や高校生、企業の新入社員・管理職など、対象の方にあわせた講演を行っています。
- ハラスメント対策、ワークルールの基本、最新の労働判例の解説など、お客様のニーズに対応します。

労働相談



- 弁護士·経営者·労働組合の役員など、労働問題の専門家が親切·丁寧に対応します。秘密は厳守します。
- ・毎月第2、第4木曜日が定例の相談日ですが、柔軟 に対応します。詳しくはご相談ください。

労働トラブル解決のあっせん



- パワハラ、残業・賃金・退職をめぐるトラブルなど、 労働者と会社の間の争いが当事者では解決できない 時にご利用いただくサービスです。
- お互いの主張をお聴きし、両者が折り合えるような 解決案をお示しします。秘密は厳守します。

【お気軽にお問い合わせください】 島根県労働委員会事務局

〒690-8501 松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎1階・島根県警察本部の東となり)

TEL: (0852) 22-5450 FAX: (0852)25-6950 E X-N: rodoi@pref.shimane.lg.jp



タイムカードを 押した後も 従業員が残業

メンタル不調の 従業員が休職届を提出



遅刻や欠勤を

繰り返す従業員

従業員から ブラック企業だと 決めつけられる

> インターネットの 掲示板に会社の 悪口を書く





言われた



私用メール・仕事と 関係ないHPに熱中 上司からのセクハラを 相談された





裏面のページもチェック▶

労働トラブルをあつかう県の専門機関

にご相談ください。

無料·秘密厳守

- 弁護士などの専門家(労働委員)による労働相談
- ハラスメント対策や労働法のポイントなどの出張セミナー
- ●会社と従業員との間に入ってトラブル解決をお手伝い

お気軽にお問い合わせください

〒690-8501 松江市殿町8番地 (島根県庁南庁舎1階・島根県警察本部の東となり) 島根県労働委員会事務局

10852-22-5450 FAX 0852-25-6950

E-mail rodoi@pref.shimane.lg.jp



働き方のルール チェックしてみましょう!

労働契約

- 従業員に賃金や労働時間などの労働条件を文書で示していますか。
- □ 30日前に予告すれば、制限なく、従業員を解雇できると 思い込んでいませんか。
 - →合理的な理由がない場合など、解雇が無効になる場合がいろいろあります。

労働時間

- 時間外労働をするために必要な協定(36協定)を結んでいますか。
 →原則として、36協定がなければ時間外労働をさせることはできません。
 中小企業でも2020年4月から残業時間の上限が設定されることを知っていますか。
 従業員の労働時間を把握していますか。
- →2019年4月から、管理職も含めて把握することが義務化

ハラスメント対策

- 職場にハラスメント相談の窓口がありますか。
- 従業員からハラスメントの相談があったのに、 そのまま放置していませんか。



チェックして気になることがあれば労働委員会へご相談ください